

利用調整にかかわる新(案)旧基準指数表の比較

(1) 基本点数表

国基準	新基準表(案)		現状			
	保育理由	点数	保育理由	点数		
①就労	外勤	160時間以上	100	160時間以上	100	
		140時間以上	90	140時間以上	90	
		120時間以上	80	120時間以上	80	
		100時間以上	70	100時間以上	70	
		80時間以上	60	80時間以上	60	
		60時間以上	50	60時間以上	50	
	自営・農業(事業主 もしくは家計の主体者)	160時間以上	100	自営(事業主)	90	
		140時間以上	90	自営(協力者)	60	
		120時間以上	80	農業(事業主)	70	
		100時間以上	70	農業(協力者)	30	
		80時間以上	60			
		60時間以上	50			
	自営・農業(協力者)	120時間以上	80			
		100時間以上	70			
80時間以上		60				
	60時間以上	50				
	内職		40	内職	40	
②妊娠、出産	妊娠・出産		80	妊娠・出産	70	
③保護者の疾病、障害	入院	概ね1か月以上にわたる入院	100	入院	100	
	疾病	入院に相当する治療や安静を要する 自宅療養で1か月以上にわたる病臥	100	疾病(通院等)	80	
		週3日以上通院加療を要する場合 及び精神疾患	80			
		上記以外で1か月以上にわたり継続的 な通院加療が必要と認められる場合	60			
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者 保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、 要介護4・5	100	障害(A)	100	
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳 B、要介護3	80	障害(B)	80	
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者 保健福祉手帳3級、療育手帳C、 要介護1・2	60	障害(C)	60	
	④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護	介護・看護が必要な人が入院・通院等	80	介護・看護(診)	80
			介護・看護が必要な人が身体障害者 手帳1・2級、精神障害者保健福祉 手帳1・2級、療育手帳A、要介護 4・5	100	介護・看護(A)	100
			看護が必要な人が身体障害者手帳 3・4級、療育手帳B、要介護3	80	介護・看護(B)	80
介護・看護が必要な人が身体障害者 手帳5・6級、精神障害者保健福祉 手帳3級、療育手帳C、要介護1・ 2			60	介護・看護(C)	60	
⑤災害復旧	災害復旧		100	災害復旧	100	
⑥求職活動	求職活動		20	求職活動	20	
⑦就学		160時間以上	100	就学	50	
		140時間以上	90			
		120時間以上	80			
		100時間以上	70			
		80時間以上	60			
		60時間以上	50			
⑧虐待やDVのおそれがあること	虐待・DV		200	虐待・DV	200	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業		20	育児休業	20	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	その他		200	その他	200	

(2) 調整指数表

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
3人以上の入所	9	-	-
育休・産休明け	4項目について、最も点数の高い1項目のみを優先要件として加算する	育休・産休明け	9
きょうだい同時申込		兄弟同時申込	8
きょうだい同時入所中		生活保護	7
生活保護		兄弟入所中	29
-	-	ひとり親世帯	100
ひとり親世帯	100	ひとり親世帯	100
母（父）が市内保育所において月120時間以上保育に従事しているもの	50	-	-
母（父）が市内保育所で120時間未満及び市外保育所、認定こども園、幼稚園において保育に従事しているもの	20	-	-
祖父母未提出	-15	祖父母未提出	-15
保育料滞納者	-39	保育料滞納者	-39
その他	市長が認める時	-	-

(3) 同一点数時の順位表（基本点数と調整点数の合計が同一の場合）

優先順位	新基準（案）・内容	現状
1	両親ともに不存在又ひとり親世帯	両親ともに不存在又ひとり親世帯
2	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数を比較し、その点数が高い方	母親の基本点数の高い世帯
3	きょうだいが保育園に在園している	きょうだいが在園している
4	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営（居宅外）＞自営（居宅内）＞農業＞就学＞妊娠・出産＞親族の介護＞内職＞求職活動＞育児休業	母親の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営＞農業＞内職＞妊娠・出産＞親族の介護＞就学＞求職活動＞育児休業
5	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数の「1か月あたりの労働・休憩時間数」の長い世帯	母親の「1か月あたりの労働・休憩時間数」の長い世帯
6	父又は母の基本点数のうち、いずれか高い方の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営（居宅外）＞自営（居宅内）＞農業＞就学＞妊娠・出産＞親族の介護＞内職＞求職活動＞育児休業	父親の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営＞農業＞内職＞親族の介護＞就学＞求職活動＞育児休業
7	父又は母の基本点数のうち、いずれか高い方の「1か月あたりの労働・休憩時間数」の長い世帯	父親の「1か月あたりの労働・休憩時間数」の長い世帯
8	校区内に居住している世帯	校区内に居住している世帯

(備考)

- * 父母が複数の要件に該当する場合には、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。
- * ①の就労の労働時間数には休憩時間を含むものとする。
「勤務証明書」の「1か月あたりの労働・休憩時間」をみるものとする。
- * ※印の点数は、当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。